

1

(第一面)

やまなし KAITEKI 住 宅  
事 前 確 認 申 請 書記載例  
/ZERO・FORET

2025 年 10 月 1 日

公益社団法人 山梨県建設技術センター

理事長 飯野 照久 殿

申請者の住所 山梨県甲府市○○1-1-1

申請者の氏名又は名称

代表者の氏名 山梨 太郎

やまなし KAITEKI住宅認定制度要綱第4条第1項の規定に基づき、次のとおり事前の確認を  
求めます。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実に相違ありません。

申請予定ブランド名称

やまなしKAITEKI住宅／ZERO・FORET

&lt;申請者等情報&gt;

建築主又は所有者若しくは管理者等の氏名・名称等

山梨 太郎

建築主又は所有者若しくは管理者等の電話番号

000-000-0000

建築主又は所有者若しくは管理者等のメールアドレス

○○○@○○○

代表となる設計者の氏名

甲斐 次郎

資格

一級建築士 国土交通大臣 登録 第 000000 号

建築士事務所名

甲斐設計一級建築士事務所

事務所登録

一級建築士事務所 山梨県知事 登録 第 0-000000 号

所在地

山梨県甲府市○○2-2-2

電話番号

000-000-0000

代表となる施工者の氏名

代表取締役 快適 三郎

法人名

株式会社快適建設

建設業許可

山梨県知事 許可 ( ○-00 ) 第 0000 号

所在地

山梨県甲府市○○3-3-3

電話番号

000-000-0000

気密測定技能者の氏名（予定）

隙間 四郎

技能者登録

登録番号 第 00000-00

号

法人名

株式会社快適測定所

事業所登録

登録番号 第 0000

号

所在地

山梨県甲府市○○4-4-4

電話番号

000-000-0000

## &lt;申請予定住宅の概要&gt;

住宅の名称	甲府快適の家
住宅の位置	山梨県甲府市○○5-5-5
住宅の戸数	1戸
住宅の種類	専用住宅
建て方	一戸建ての住宅
利用関係	持家
敷地面積	200.00 m <sup>2</sup>
延べ面積	100.00 m <sup>2</sup>
構造	木造
階数	地階を除く階数 階数： 2 地階の階数 階数： 0

## POINT

- ①等級6以上
- ②等級6以上
- ③35%以上削減
- ④100%以上削減

⑤⑥は以下の組み合わせから選択  
 ⑤5m<sup>2</sup>以上 ⑥30%以上  
 ⑤7.5m<sup>2</sup>以上 ⑥40%以上  
 ⑤10m<sup>2</sup>以上 ⑥50%以上

## &lt;申請予定住宅の性能等&gt;

地域の区分	6	地域			
断熱等性能等級	6	等級 · · · ①	(U <sub>A</sub> 値 0.46 W/(m <sup>2</sup> ·K)、η <sub>AC</sub> 値 2.8 )		
一次エネルギー消費性能	6	等級 · · · ②			
		再生可能エネルギー等を除いた削減率： 35.0 %	··· ③		
		再生可能エネルギー等を加えた削減率： 100.0 %	··· ④		
相当隙間面積	1.0 cm <sup>2</sup> /m <sup>2</sup>	以下とする予定			
県産木材使用量	5.0 m <sup>3</sup>	以上とする予定	··· ⑤		
県産木材使用割合	30.0 %	以上とする予定	··· ⑥		

## &lt;補助金交付申請予定&gt;

市町村が実施する『やまなしKAITEKI住宅』に係る補助金について

補助金の申請を予定している

子育て世帯等※に該当する

※：18歳未満の子を有する世帯又は夫婦のいずれかが39歳以下の世帯

## POINT

次年度の予定でも記入漏れのないように

【補助金の申請予定期】 2026年2月頃

※：予定期が年度を跨いで変更となる場合は、市町村へご一報ください

※：予定期が未定の場合は、「年」「月」「頃」のすべてに「-」を入力してください

補助金の申請を予定していない

## &lt;承諾&gt;

私は、山梨県及び申請住宅の所在予定市町村に、本申請に係る一切の情報について提供することに承諾します。

<提出添付書類>

### 確認済証

- 建築基準法第6条第1項又は第6条の2第1項の確認済証の写し ※  
※ R7.4.1以後に着手するものに限り、確認済証の交付を要しない場合は不要

### KAITEKI住宅基準（共通）

- 賃貸住宅以外の場合
  - 長期優良住宅認定通知書の写し
    - 変更認定通知書（計画の変更、譲受人の決定、管理者等の選任）の写し
    - 承認通知書（地位の承継）の写し
  - 【新築の場合】設計住宅性能評価書の写し
    - 共同住宅等で全住戸の合計又は共用部を含む住棟全体で一次エネルギー消費量の削減率を確かめた場合はその内容が確認できる書類
- 賃貸住宅の場合
  - 新耐震基準（S56.6.1以後）に適合していることが確認できる書類 ※  
※ 認定申請までに耐震改修等を行う場合にあっては、当該計画を確認できる書類

### その他

- その他知事が必要と認める書類

• \_\_\_\_\_  
• \_\_\_\_\_  
• \_\_\_\_\_

### □ 新築以外の場合

- 計画する住宅全体の断熱等性能等級（原則としてU<sub>A</sub>値及びη<sub>AC</sub>値を含む）を確認できる書類
- 計画する住宅全体の一次エネルギー消費性能（削減率）を確認できる書類